

登録

町臨時職員等の登録制度  
有効期限満了のお知らせ

問 総務課 行政係 ☎77-3901

現在、臨時職員等として登録されている方も、登録の有効期限が満了となります。平成26年度以降の登録を希望する場合、改めて新規で登録申込書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

登録募集案内

町では、職員に欠員が生じた場合などの臨時職員等の雇用について、登録の申込みがあった方の中から選考する登録制を実施しています。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づく障害者

雇用の登録についても併せてご案内します。

提出書類

① 芝山町臨時職員等登録申込書

② 資格が必要な職種を希望される場合は、資格証明書の写し

障害者雇用の場合に追加される条件など

勤務条件

自力で通勤でき、介護者なしで職務の遂行が可能な方

提出書類

○ 障害者手帳などの写し

申込み受け付け（郵送可）

提出書類に必要事項を記入し、総務課行政係へお申し込みください。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※閉庁日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、受け付けできません。

登録有効期限

登録は随時行っていますが、登録有効期限は、平成28年3月31日までのです。

問合せ

〒289-1692

千葉県山武郡芝山町小池992

芝山町総務課行政係

☎ 0479-77-3901

FAX 0479-77-3957

✉ gyousei@town.shibayama.lg.jp

募集職種

職種	賃金	免許・資格等	勤務先	備考
一般事務職	時給 870円	なし	本庁、各施設 (例) 総務課、町民税務課、まちづくり課、福祉保健課、保健センター、教育委員会事務局、中央公民館、芝山古墳はにわ博物館など	
	未定	なし	まちづくり課	キャラクター運営
用務員	時給 870円	なし	本庁、各施設 (例) 教育委員会事務局、菱田小学校	
保育所用務員	時給 870円	なし	町内 各保育所	調理業務を含む
管理人	時給 870円	なし	町内 体育施設	
保育士	時給1,050円	保育士免許	町内 各保育所	
待機保育士	時給1,050円	保育士免許	町内 各保育所	月に10日程度の勤務
一時保育 対応保育士	時給1,050円	保育士免許	第二保育所	月に16日程度の勤務
時間外保育士	時給1,050円	保育士免許	町内 各保育所	朝・夕各3時間程度の勤務
バス運転手	月給（要相談）	大型自動車第一種 または第二種免許	総務課 教育委員会事務局	
レセプト 点検員	日給8,000円	医療事務または マイカルクク資格	町民税務課	
介助員	時給1,000円	なし	町内 小・中学校	
特別支援教育支援員 (学習支援員)	時給1,300円	教員免許	町内 小・中学校	
埋蔵文化財 調査員	月給（要相談）	要経験	芝山古墳・はにわ博物館	
埋蔵文化財 作業員	時給 960円	経験者優遇	芝山古墳・はにわ博物館	発掘作業および 整理作業補助
保健師	日給10,000円	保健師免許	保健センター	
幼児交通安全指導員	時給 870円	経験者優遇	まちづくり課（山武警察署 管内幼児交通安全指導協議会）	
警察環境監視員	日給12,600円	経験者優遇	まちづくり課	
介護支援専門員	時給1,200円	介護支援専門員	地域包括支援センター (本庁・福祉保健課内)	週3日程度の 勤務

■選考 4月初から雇用の場合、前年度の2月頃より各所属において選考を開始する予定です。その後は、各部署において雇用する必要が生じた際に、登録された方の中から、書類審査や面接試験などを行います。  
※登録された方全員に、連絡や雇用をすることは限りませんので、あらかじめご了承ください。



## 高額医療・高額介護合算療養費制度 医療・介護の負担を軽減

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは、医療保険と介護保険の両方を利用して世帯の費用負担を軽減するための制度です。

同一の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など）の世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計（※1）が一定額（自己負担限度額※2）を超えた場合、申請によりその超えた分の金額が支給されます。

（※1）「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は除きます。

（※2）自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得などによって異なります。

### ■申請の方法

○芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者

12月下旬から1月中旬を目途に、支給対象となる世帯（平成24年8月1日から平成25年7月31日まで）の間に、ご加入の医療保険に変更があった世帯を除く）に対して申請関係書類を郵送する予定です。定められた期間内に、町民税務課



## 学生納付特例制度 毎年申請が必要

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

学生で保険料を納めることが困難なときは、町民税務課国保年金係に申請し、日本年金機構で前年の所得などの審査・承認を受けると、承認された期間の保険料は猶予されます。

### ■対象となる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生または生徒で、本人の前年所得が11.8万円以下の方

### ■必要なもの

年金手帳、平成25年度有効の学生証（コピー可）または在学証明書、印鑑

### ここがポイント！

#### ①結果通知

日本年金機構から承認（または却下）通知が後日郵送されます。また、決定されるまでの間に納付書が送付される場合があります。

#### ②申請は毎年必要です

承認期間は4月（または20歳誕生日）から翌年3月までです。

#### ③学生でなくなったとき

卒業後などに厚生年金・共済組合に加入する予定がない方で、引き続き保険料の納付が困難な場合は、若年者猶予（30歳未満の方に

限る）、保険料免除の申請ができます。詳しくはお問い合わせください。

### 【注意】

学生納付特例の承認を受けた期間中は、国民年金保険料の納付が猶予され、障害基礎年金などを受け取るための期間に参入されて未納期間となりません。しかし、将来老齢基礎年金を受けるための期間には参入されますが、年金額の計算には入りません。

そこで、承認を受けた期間の保険料を10年以内であればさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めします。

